

財関第342号  
令和7年3月31日

各税関長殿  
沖縄地区税関長殿

関税局長 高村 泰夫

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和7年4月1日（下記第1の2.について同年7月1日、第1の3.及び第2の2.から6.までについては同年10月12日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

1. 別紙1-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙1-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
3. 別紙1-3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 税関様式C第4020号の次に別紙2-1を加える。
2. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙2-2のように改める。

税関様式C第5020号  
税関様式C第5050号

税関様式C第5025号

3. 税関様式C第5020号の次に別紙2-3を加える。
4. 別紙2-3の次に別紙2-4を加える。
5. 別紙2-4の次に別紙2-5を加える。
6. 別紙2-6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。